

平成28年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年6月21日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	北村五十鈴	2番	中塚 尚憲
3番	稲垣 誠亮	4番	岩井智恵子
5番	高橋 繁夫	6番	太田 健一
7番	野並 享子	8番	東郷 正明
9番	栢木 進	10番	上杵 種雄
12番	山本 剛	13番	丸山 敬二
14番	鈴木 市朗	15番	矢野 隆行
16番	梶山 幾世	17番	坂口 哲哉
18番	河野 司	19番	立入三千男
20番	欠 員		

不応招議員 11番 市木 一郎

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	寺田 実好	政策調整部政策監 (地域戦略担当)	大藤 良昭
総務部長	遠藤 伊久也	市民部長	上田 裕昌
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	白井 芳治
教育部長	藤池 弘	政策調整部次長	川端 美香
総務部次長	竹中 宏	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	立入 孝次	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

### 諸般の報告

- 第 1 議席の一部変更
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議第 49 号から議第 54 号まで  
(平成 28 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号) 他 5 件)  
各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

## 追加議事日程

- 第 1 議第 55 号及び議第 56 号  
(平成 28 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号) 他  
1 件)  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 2 発議第 1 号  
(野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例)  
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 3 意見書第 7 号から意見書第 11 号まで  
(T P P 協定の国会承認を許さず、経済主権を尊重した平等・互恵  
の経済政策を求める意見書(案) 他 4 件)  
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第 4 議員の派遣について

開議 午後 1 時 0 0 分

## 議事の経過

(再開)

○副議長(高橋繁夫君) (午後 1 時 0 0 分) ただいまから本日の会議を開きます。

本日、市木議長が欠席ですので、代わりに私が議長を務めさせていただきます。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人であります。欠席議員は第 11 番、市木一郎議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付しました議事日程のとおりであります。

本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりでございます。

(日程第1)

○副議長(高橋繁夫君) 日程第1、議席の一部変更を行います。

所属会派の移動等に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。変更後の議席は、配付済みの議席表のとおりです。

変更いたしました議席に移動するため、暫時休憩いたします。

(午後1時01分 休憩)

(午後1時02分 再開)

○副議長(高橋繁夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第2)

○副議長(高橋繁夫君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、野並享子議員、第8番、東郷正明議員を指名いたします。

(日程第3)

○副議長(高橋繁夫君) 日程第3、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第49号から議第54号まで、平成28年度野洲市一般会計補正予算(第1号)他5件を一括議題として、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第9番、栢木進議員。

○9番(栢木 進君) 第9番、栢木進でございます。

去る6月2日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月9日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議第50号野洲市くらし支えあい条例について審査を行いました。

委員から、規則の第4条と第5条に「これを変更するとあるが」と書かれているが、「これを変更することができる」とするべきではないか。これは何か準則があるかとの質疑に対し、準則については特段ない。学識経験者等に相談してこの文言にしているとの答弁がありました。

また、委員から、条例の第17条第1項に登録事業者は訪問販売を行おうとするときは

その相手方に対し勧誘を受ける意思があることを確認しなければならない。第2項に登録事業者は訪問販売に係る契約を締結していない旨の意思を表示した者に対し当該契約の締結について勧誘をしてはならないとある。今までは訪問販売お断りシールが張ってある家庭には基本的には訪問してはいけないことになっているが、条例施行後はそのシールが張ってある家庭でも勧誘を受ける意思があることが確認できたら訪問販売はできるということかとの質疑に対し、シールを張っておられる家庭については基本的に訪問販売をお断りしますというご意思であると判断ができる。しかし、シールを張っているが、勧誘に対して説明を受けたいという意思表示があれば訪問販売ができるものと解釈されるとの答弁がありました。

また、委員から、新しいシールは考えているのか。考えているのであれば、この条例に沿ったシールになるのかとの質疑に対し、条例全体に沿った形でデザインとなるとの答弁がありました。また、委員から、現在市民生活相談課があるが、そこに今回野洲市くらし支えあい条例を施行するにあたって、現行の条例等にそれが加わることとなるが、その辺との兼ね合いはどのように捉えたらいいのかとの質疑に対し、現在市民生活相談課で実際に業務をしているが、その業務の内容自体が特段大きく変わるわけではなく、従来の業務はこれまでどおり行うとの答弁がありました。

また、委員から、市民生活相談の中に消費生活センターが位置付けられていることになるが、仕事量がふえるのではないか。スタッフをふやすような考えはあるのかとの質疑に対し、仕事の絶対量で考えるとふえると思うが、スタッフは現時点ではふやす予定はないとの答弁がありました。

また、委員から、条例第2条第2項に書かれている用語の意義で、事業者等というのは「事業者及びその団体をいう」となっているが、この事業者及び団体とはどのようなものかとの質疑に対し、基本的に事業者とは株式会社等の会社組織、そして団体とは、例えば事業者でつくる協会等と思うとの答弁がありました。

また、委員から、条例第4条第3号に「三方よし経営指針を自主的に策定することを事業者等に奨励すること」となっているが、奨励するというのは、その事業者に三方よし経営指針をつくれということなのかとの質疑に対し、あくまでもお願いの意味合いであるとの答弁がありました。

また、委員から、施行日が10月1日となっているが、そこまで準備期間等が要るのかとの質疑に対し、今回の条例を正しく理解していただくための周知期間が必要と考えて施

行日を10月1日としたとの答弁がありました。

続いて、議第51号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

委員から、民間事業者の設置する端末機とあるが、交付する端末機に関して費用負担はあるのかとの質疑に対し、市が地方公共団体情報システム機構に負担金を支払っているが、交付する端末機に関し費用負担はしていないとの答弁がありました。

また、委員から、マイナンバーカードを使ってこの端末機を利用するということが、通知カードではできないのかとの質疑に対し、通知カードはICチップがなく、暗証番号等の登録ができないため、通知カードでは対応できないとの答弁がありました。

また、委員から、現在個人番号カードの登録者数はどれだけかとの質疑に対し、6月8日現在で個人番号カードを交付した方は、野洲市で2,719人であるとの答弁がありました。

また、委員から、印鑑証明を取る頻度や個人番号カードの登録数も少ない状況で10月1日から施行を急ぐ理由は何かとの質疑に対し、現在コンビニの交付の準備をしており、今回印鑑登録証明も取れるようにし、利便性を高めるものであるとの答弁がありました。

また、委員から、マイナンバーカードの普及により悪用される可能性があるが、市はどのような対応策を考えているのかとの質疑に対し、マイナンバーを紛失したり、盗難に遭った場合、24時間体制で地方公共団体情報システム機構にコールセンターがあり、そこから連絡が取れるようになっており、直ちにカードの使用は停止されることになっている。その後市に申請していただくと、そのマイナンバーの番号を変えて新しいカードを交付することができる。この場合の費用負担は個人負担となっているとの答弁がありました。

続いて、議第52号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。特に質疑はありませんでした。

続いて、議第53号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

委員から、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末で発行できる種類はどのように検討されたのかとの質疑に対し、コンビニエンスストアでは証明書交付について、地方公共団体情報システム機構に委託をして、証明書発行を行うもので、今、そのサービスが提供されている証明書に対して交付できるようにしている。そのコンビニエンスストアでの証明書交付のシステム開発は湖南5市のシステムクラウド協議会で検討しており、先に説明させていただいた住民票の写し、市民税課税（非課税）証明、所得証明書等を発行することで協議をした結果であるとの答弁がありました。

また、委員から、所得証明交付申請時に何年分の所得証明が欲しいといった場合、機械で操作すると間違いが生ずることがあると思うが、そういったところはどうか考えているのかとの質疑に対し、コンビニエンスストアの証明書をタッチして交付を受けていただくが、そこに詳細な操作説明を入れることができる。基本、税証明については現年分だけということになっているが、そのことも端末機の操作でわかるように対応を考えているところであるとの答弁がありました。

以上の4議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第50号、議第52号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第51号、議第53号については、採決の結果、可否同数となり、委員長裁決の結果、いずれも可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○副議長（高橋繁夫君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋繁夫君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第7番、野並享子議員。

○7番（野並享子君） 第7番、野並享子です。

去る6月2日の本会議場におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月10日に委員会を招集し、全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第54号野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について詳細な説明を受け、質疑を行いました。

委員から、研修室の使用料は面積などで料金設定がされているのか。何か基本があるのかとの質問があり、担当課は、ホールは100人収容で電動スクリーンや音響設備も備え付けられているため、市民活動支援センターのホールを参考にした。その他の会議室も同様に設定したと答弁がありました。

委員から、市民が使う場合、減免措置があるが、全額減免している団体はどれくらいで、

どのような団体かとの質問があり、担当課は自治会の他に保健福祉団体18団体、社会教育関係団体37団体と答弁がありました。

委員から、半額の減免規定はどのようになっているのか。コミセンで全員市内の者でないと半額にならないとか、コミセンによってばらばらですが、マニュアルはあるのかと質問があり、関係課より半額の減免は市内が5割以上ということになっていると答弁がありました。

委員より、条例第5条と規則の第12条で市民活動施設の名称はエコプラザとし、この多目的広場は無料施設ということはどうのように解釈をすればいいのかとの質問があり、担当課より、条例では市民活動施設として位置付けをしているが、規則の方で愛称のようなものが必要であろうかという位置付けでエコプラザとした。多面的広場については、本体が完成後整備し、来年4月よりグラウンドゴルフやイベント等の催しに緑地を使っていたくように考えていると答弁がありました。

委員より、野洲川河川公園のグラウンドゴルフは1人100円の使用料を払っており、無料が一番よいとは思いますが、整合性が必要ではないかと質問があり、担当課から、余熱利用施設が完成し、3年を目処にそのゾーンの利用方法を精査し、一体的に考えていると答弁がありました。

委員より、市民活動施設というのは吹田のリサイクルセンターに類似したものかとの質問があり、担当課から、吹田市のくるくるプラザは環境学習、工房、リユース、ガラス細工など、行われているが、新クリーンセンターのスペースは自由スペースで市民活動をしていただき、展示室、工房室など、啓発機能は備えているが、ガラス工房とか、特化したものではなく、いろんな用途に利用していただきたいと答弁がありました。

委員間討論が行われ、委員より、グラウンドゴルフの利用料が有料と無料という状況になれば、たくさんの方が多目的広場に来るのではないかと。野洲川河川公園の使用者同士でトラブルがあると聞いている。トラブルが起こったときの責任体制も考えると人件費もかかり、有料にしてきちっと対処しておくのがベターだと思いと発言がありました。

また、委員より、全部無料というよりも、減免するとか、何か付けた方がいいのではないかと発言がありました。

また、委員より、自治会館等の使用に関しても、使用者の代表の方に使用願を出してもらい、責任を明確にしている。何らかの方法を考えればと発言がありました。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果報告といたします。

○副議長（高橋繁夫君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋繁夫君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世です。

去る6月2日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議第49号平成28年度野洲市一般会計補正予算（第1号）を議題として、6月9日及び10日に各分科会を、また17日の予算常任委員会では各分科会に分担いたしました平成28年度野洲市一般会計補正予算案について各分科会において詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長報告で受け、本委員会で慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第49号平成28年度野洲市一般会計補正予算（第1号）は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○副議長（高橋繁夫君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋繁夫君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第49号から議第54号まで、平成28年度野洲市一般会計補正予算（第1号）他5件について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時22分 休憩）



(午後1時25分 再開)

○副議長（高橋繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

第6番、太田健一議員。

○6番（太田健一君） 第6番、太田健一です。

それでは、議第51号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例と議第53号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、この2つは関連するものなので、これに、2つに対する反対討論を行います。

この2つの条例はマイナンバー制度導入に基づいたものでありまして、本年10月から住民票などのさまざまな書類のコンビニ交付に加えて、印鑑登録証明書の交付も可能となる内容となっています。そもそも政府がマイナンバー制度は国民のためや利便性が高まると鼓舞して導入を進めてきましたが、その実態は国民の財産を徹底的に暴いて、税金の取りっぱぐれをなくす上に、今後の社会保障制度のさらなる改悪へとつなげる危険な制度として日本共産党は一貫して反対し、制度の撤廃を現在求めています。

要するに、国が国民を管理することが最大の目的であり、その恩恵を受けているのはこのシステム導入に関わる一部の大企業であり、数兆円という規模の事業でもあり、莫大な税金が使われています。危機感に関しても、これほど多くの個人情報が集約されたマイナンバーカードの漏えいに対する補償もないままの導入に対して、多くの国民の皆さんが危機感を募らせています。その結果、先日の報道でもありましたが、全国的なマイナンバーカード普及率の低さへとつながっていると考えます。

今回の総務委員会での質疑では、野洲市内でのマイナンバーカード普及率について尋ねましたが、現時点でのマイナンバーカードの交付は1,719名で、通知カードの未配達も210名とありました。5万人を超える市民に対してのこうした普及率の低さは、市民のほとんどがマイナンバーカードに対するメリットを感じていないということが明らかであり、それ以上に個人情報漏えいに対する危機感を抱いていることの表れでもあります。

この情報漏えいということは毎日のように起きておりまして、最近では旅行会社JTBでのマイナンバーやパスポートナンバー漏えいも大きな問題となっています。

マイナンバーカードの紛失に対しても24時間対応でカード停止や番号を変えての新しいカード発行を行うとの答弁でありましたが、料金に関しては個人負担とのことであり、さらに市民にとってのマイナンバーカードのメリットとは何なのか、疑問は増すばかりで

あります。

今回の印鑑登録証明書のコンビニ交付において、直接この民間の交付機に市から税金が使われているわけではないという答弁でしたが、開発や運営を行っている地方公共団体情報システムのJ-LISへ各市から負担金を支払っているという点でも、税金の使い方という観点からも問題と考えます。

他の委員会メンバーからもマイナンバーカード悪用に対しての質問がありましたが、対応は周知徹底のみであり、責任の部分においては、対策はなされていないことや頻度の少ない印鑑登録証明書のコンビニ交付は不要との意見からも委員会では賛否が可否同数となっていました。

マイナンバーカード制度導入以前から問題点を指摘し続けてきましたが、結果的に現在のマイナンバーカード普及率の驚くべき低さは想像できることでもありましたが、マイナンバーカードを持つ一部の市民の方々だけが利用できるような制度の条例は必要ではなく、国民や市民にとってメリットよりもデメリットが大き過ぎるマイナンバー制度そのものをなくすべきであると考えます。

以上、議第51号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例、議第53号野洲市手数料条例の一部を改正する条例に対する反対討論とします。

○副議長（高橋繁夫君） 第4番、岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 第4番、岩井智恵子でございます。

議第51号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例及び議第53号野洲市手数料条例の一部を改正する条例の原案に対しまして、賛成討論をいたします。

最初に、議第51号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について申し上げます。

個人番号カード、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアの多機能端末で印鑑登録証明書を発行するために必要な改正案で、全国のコンビニエンスストアで休日や早朝、夜間でも印鑑登録証明書が取れるようになることは利用者の利便性を考えると原案どおりの改正が必要であります。

次に、議第53号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本議案につきましては、個人番号カード、マイナンバーカードを活用し、平成28年10月から証明書コンビニ交付サービスを開始するため、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末で発行する証明書の手数料を定めるもので、全国のコンビニエンスストアで休日や早朝、夜間でも提案どおりの住民票などの証明書が取れるようになり、窓口の

手数料より100円安価な手数料となっており、利用者の利便性を考えと原案どおりの改正が必要であります。

また、コンビニエンスストアの証明書交付については、平成28年度当初予算計上のと  
きから、事業の説明、システムの開発の計画が説明されて可決されており、湖南5市シ  
ステムクラウド協議会での共同利用として、協議、開発も開始されております。この条例改  
正は原案どおり正当なものと考えます。どうぞ議員の皆様、全員の賛成、可決をよろしく  
お願いいたします。

○副議長（高橋繁夫君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第49号平成28年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について採決いたし  
ます。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第49号は委員長の報告のとおり決するこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○副議長（高橋繁夫君） ご着席願います。

起立全員でございます。よって、議第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第50号野洲市くらし支えあい条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第50号は委員長の報告のとおり決するこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○副議長（高橋繁夫君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第51号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第51号は委員長の報告のとおり決するこ  
とに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○副議長（高橋繁夫君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第52号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第52号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○副議長（高橋繁夫君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第53号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第53号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○副議長（高橋繁夫君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第54号野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第54号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○副議長（高橋繁夫君） ご着席願います。

起立全員でございます。よって、議第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第55号及び議第56号、発議第1号、意見書第7号から意見書第11号まで並びに議員の派遣についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋繁夫君） 異議なしと認めます。よって、議第55号及び議第56号、発議第1号、意見書第7号から意見書第11号まで並びに議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○副議長（高橋繁夫君） 追加日程第1、議第55号及び議第56号について、平成28年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）他1件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長（立入孝次君） それでは、朗読いたします。

議第55号平成28年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。議第56号工事請負契約について（野洲クリーンセンター解体工事）。

以上です。

○副議長（高橋繁夫君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議第55号平成28年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出予算額から4万4,000円を減額し、歳出予算の総額を38億2,679万8,000円とするものです。

補正の内容としましては、当初予算におきまして認知症初期集中支援チーム検討委員会の委員謝礼を報酬と報償費に重複して計上していたことから、報酬での計上分4万4,000円を減額するものです。

なお、これは当初予算における不適正な事務処理によるものであり、改めて深くおわびを申し上げますと共に今後再発防止に努めてまいります。

次に、議第56号工事請負契約について（野洲クリーンセンター解体工事）についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、10月からの新野洲クリーンセンターの稼働と伴い、現在の野洲クリーンセンターの解体を行うものです。

工事請負契約につきましては、入札参加資格として一般廃棄物焼却施設の解体実績等の条件を付し、去る5月31日に執行いたしました一般競争入札の結果、請負金額3億5,035万2,000円、請負人を西武建設株式会社京滋営業所所長、見寺泰司と定め、契

約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。よろしくご審議、ご採決をお願いいたします。

○副議長（高橋繁夫君） これより、ただいま議題となっております議第55号及び議第56号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋繁夫君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第55号及び議第56号については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（高橋繁夫君） ご異議なしと認めます。よって、議第55号及び議第56号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第55号及び議第56号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（高橋繁夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第55号平成28年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○副議長（高橋繁夫君） 着席願います。

起立全員でございます。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議第56号工事請負契約について（野洲クリーンセンター解体工事）については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○副議長（高橋繁夫君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第2）

○副議長（高橋繁夫君） 追加日程第2、発議第1号野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局が原案を朗読いたします。

○事務局長（立入孝次君） 朗読いたします。

発議第1号野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例。

以上でございます。

○副議長（高橋繁夫君） 原案の朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

発議第1号について、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、提出者を代表いたしまして、発議第1号野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

野洲市議会議員の定数を現行の20人から2人減じて18人にしようとするものであります。その理由としまして、議会改革特別推進委員会において、9人の委員による調査研究と議論を重ね、3つの常任委員会において付託事件等を付議し、決定するのに必要とする委員数、人口規模が本市と同程度の全国の市、県内の市の議員定数の現況と今後の本市の人口動向予測等を勘案した結果、適正な議員数は18人であると判断したことによるものです。

なお、本条例は公布の日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長（高橋繁夫君） これより、ただいま議題となっております発議第1号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時46分 休憩）

（午後1時55分 再開）

○副議長（高橋繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第7番、野並享子議員。

○7番（野並享子君） 今、発議1号野洲市議会定数条例の一部を改正する条例について提案がされましたので、質疑をさせていただきます。

今の提案理由の説明の中で、近隣とか人口規模とかいうことで同等にしていくというふうな発言であったと思うんです。しかし、近隣とか全国的な規模で見ましても、高いところやらもっと低いところ、平均でというふうなところ辺なんですけども、やはり議員の人数が少なくなればそれだけ市民の声を反映できるというのが小さくなるというのはご存知だというふうに思うんですけども、まずその認識をお尋ねしたいと思うんです。どこまで、そしたら下げていけばいいのかという状況になろうかと思えます。

以前、やはり人口規模とそれと面積いうところで定数が国で定められていました。それをもう取っ払ってしまって、どんどんとあれを取っ払ったことによって、全国的に議員を減らすという競争になっていっているんですよ。どこまで本当に議員を減らしていくんだらうかという、そういうところが一番最初の、やはり憲法ができ、地方自治法ができ、地方議会がきちっと議論をしていくという、そういう場所で今の憲法が成り立った、権分立の中で、この地方自治体という重さがすごくあったというふうに私は今の憲法ではそうなっているというふうに認識しているんですけど、議会そのものが定数を減らしていくということは、私は本当に自分で自分の首を絞めるということか、市民の皆さんの声を少なくしてしまうという、昔、私はこのときに自殺行為ということで民法を出させていただいたことがあります。そういうふうな部分に匹敵するような内容やと思いますので、まずその認識というのか、そこをお尋ねしたいと思えます。

それと、18人ということになりますと、予算を伴う委員会は議長を除きますので、17人になります。3つの委員会、それなりに総務の関係、文教、福祉の関係、そして経済、環境、建設というふうな、やはり分野があると思います。それぞれの分野で3つの常任委員会を設け、いっているわけですが、そうすると、6人、6人、5人という、そんな事態になりまして、5人のところは、委員長は自分で発言をするには副委員長に交代して自席でもって発言をするという、そういうまどろっこしいことをやらなければならないという中では4人でもって議論をするという、そういうふうな事態になりますので、これは本当に4人で重要な、いろんな市民の声の代弁できて議論ができるんだらうかというふうな懸念もいたします。



会派代表者会議でそのことを言ったときに、そしたら3つじゃなくて、2つにすればいいじゃないかということをおっしゃった議員がおられます。それは、やはり委員会の中で非常にボリュームが大きくなってしまうという状況になりますので、ある一定専門性も必要やと思いますし、ボリュームが大きくなるような委員会というのは大変な状況、時間もかかりますし、大変な事態になるというふうに思います。ですから、これまでずっと大体3常任委員会で野洲町時代から野洲市になっても来たと思うんですけども、この部分に関して委員会を2つにしていっていいのかどうかというふうなこと、6つやったら、5人の最低のところになりますけども、それで本当に議論が果たせるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○副議長（高橋繁夫君） 第13番、丸山議員。

○13番（丸山敬二君） それでは、野並議員の質疑にお答えをいたします。

まず、1番目は議員数が減ると市民の声が反映できないのではないかと。昔は国が定めて数でいけば、広さやとかその辺があったということなんですけど、そういった市民の声が反映できないのではないかなと、こういう質疑ですけども、確かにおっしゃるとおり、減るとそれぞれの意見は減るかもわかりませんが、現実として、私も常々言っていますように、議会において発言のほとんどない議員もおります。私も毎年、これ調べているんですけど、今年について言いますと、仮に役職ですね、議長、副議長、それから監査の役のときにも発言したとして計算しても55%以下の議員さんが何人かおられます。4名おります。こういうことですので、私はこういう数の問題じゃなくて、やはり議員の質の問題やと思っています。

ですので、よく言われる少数精鋭主義というんですか、少ない人数でもってそれぞれが議員としての自覚を持って、やはり議員は限られた地域から選出されてはおりません。野洲市全体から選ばれておりますので、常の、やはり議員の活動をしっかりやっていただいて、そういった少数精鋭でやっていくべきだと思います。

広くなったらなかなか大変やというようなところもあるとは思いますが、以前に議会の報告会のときに市民から話があったけども、現地も見ないで発言している議員がおりると、こういう厳しい言葉も聞きました。そういうこともありますので、やはり議員の定数を減らすということは、議員の質を上げるということに私はなると思っていますので、この減らす、18というのはそういう意味ではないのではないかなと。その18というのも、先ほど申しましたように全国の状況、近隣の状況を見て、18というふうに決めさせてい

ただきました。

それから、2番目の議長を、予算の付く関係で、予算の審議の場合は議長を除くということになっておりまして、その数でいいのかということですが、これも第1番は先ほど申しましたようなことですが、けれども、委員会も自治法ではちょっと私、間違ってるかもわかりませんが、常任委員会には必ず所属しなさいということで、1人1つではないと認識しています。ですので、数はその市議会で検討して、別に6、6、5でなくてもいいんじゃないかなと、このように思っていますのが1つと、議長は、やはり議案が提案された予算について、自分が質疑があれば、会派の仲間に頼むなり、代弁をしてもらえば、私は十分足りるのではないかなというように、それからもう一つありました、委員会が2つでいいんじゃないかなと、これは私は大反対です。やはり、おっしゃるとおり、提案のとおり、現状の3常任委員会は必要やと、このように思っております。

以上、答弁といたします。

○副議長（高橋繁夫君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 再質問をさせていただきます。

今、人数が減っても質の問題というふうにおっしゃったと思います。人数が減るということは、1人が抱え込む相談とか、今、会派になっておりますので、共産党の場合だと3人、だから3つのエリアに分けてその部分できめ細かくやっております。市民からのいろんな相談もそういう形で行っておりますので、私1人になったときには本当に大変でした。だから、1人議員で全市を皆さんの要望やら、いろんな相談事やらを引き受けておられる議員の方は本当に大変やというふうには私は思います。全市民をいろんな形でサポートをしていくということもございますので。

ですから、やはり、限られた24時間の中で議員の活動をしておりますので、今でも私は何件か抱えて毎日暮らしているような状況ですから。ですから、やはり抱えられる時間、いろんなものに対しては限界があるというふうにも思います。ですから、やはり人数を減らして少数でというふうな形をすれば、議員の活動というのは、本当に大変な活動をやらなくてはならないというふうにも思います。

調査活動もいっぱいありますから、市の提案する内容を全て調査するというふうなのにも本当に時間がかかります。ですから、やはり市民の皆さんにきちっと応えていこうというふうな形をとっていくなれば、定数をどんどん削減し、少数精鋭というのは、それは、やはり限度があるというふうにも思います。

ですから、今回18というふうな形で提案をされました。そうしたら、また全体的に下げていくという、全国的には15人とか何か言うておられる方がありましたから、どこまで下げたら気が済むねんというふうな思いがするんですけども、そのあたりの議員の仕事というのか、市民の声を聞き、代弁をし、いろんな相談事やらも解決をしていくというふうな、そういう意味において、私は20人でも少ないんじゃないかというぐらいの思いを持っておりますが、どうなのでしょうね、皆さんの部分に関しましては。

これが18人というのがもうずっと18人の状況ですか。さらにまた下げるというふうな案が出てきたから、下げていくというふうなことをお考えなのでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（高橋繁夫君） 第13番、丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 野並議員のこれからもまだどんどん下がっていくんじゃないかと、こういう再質問ですけども、この議会においては、今のパターンは議長からそういう話が定数についてやれということによって特別委員会でやってきましたけども、そういうパターンであって、私が委員長を務めている間は下げない方向でいきたいと思っています。ただ、これは委員会の話ですので、委員さんがどう思っておられるかというのがありますが、私自身もこれ以上下げるといけないというふうには思っています。本当にこれ下がってしまうと問題ですので、下げるのは、やはり問題です。それよりか、先ほど言うた議員の質の問題というか、その活動ということで言えば、何も全部をくまなく見て回るということもこれは必要ですけども、大変だから、やはりその辺は割り切って、自分の専門はこれやということしていくのも1つの手かと思います。

それと、もう一つは今度野洲市議会が議会報告会、懇談会をやったときに市民から言われた議員のホームページを持っていないのが多いという指摘があったと思います。やはり、そういう議員の活動というのは必ずしも出てきてやるのではなくて、そういう最近のIT技術を使ったようなやつですね、ホームページで自分の意思をやるというようなのも1つの手だと思います。そういうふうになれば、市民からも声はかかってくるというような活動をやればいいんじゃないかなということ、まずメインの質問でありましたどんどん下がっていくんじゃないかなということ、これはもう野洲市議会の各議員さんの常識の範囲内としては、私は下がっていくことはないと思います。

以上です。

○副議長（高橋繁夫君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋繁夫君) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号については委員付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第1号について討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(高橋繁夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会議員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○副議長(高橋繁夫君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、発議第1号は可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後2時13分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○副議長(高橋繁夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(追加日程第3)

○副議長(高橋繁夫君) 追加日程第3、意見書第7号から11号まで、TPP協定の国会承認を許さず、経済主権を尊重した平等・互恵の経済政策を求める意見書(案)他5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第7号について、第6番、太田健一議員。

○6番(太田健一君) 第6番、太田健一です。

TPP協定の国会承認を許さず、経済主権を尊重した平等・互恵の経済政策を求める意見書(案)について提案説明を行います。

T P P 協定に関する協定文は膨大な中身となっております、農業だけではなく、投資やサービス、貿易など、多岐にわたる分野をカバーしております。その全体像を十分に把握して、暮らしへの影響を精査するにはまだまだ時間がかかりますが、アメリカをはじめ、各国でも国会議員や市民団体が分析と問題提起を続けています。

現時点で明らかになっている危険な問題としては、例えばマスメディアが、政府はT P Pを生きた協定、進化する協定というふうに宣伝していますが、これは自由化に向かうエンドレスゲームであることを意味しています。他にもネガティブリスト方式であったり、ラチェット条項、規制の整合性、承認手続などなど、ここに提案文書の中にも書いてありますが、そうした問題はたくさんあり、私たち市民、国民が知らない間に規制緩和や自由化だけがどんどん決められて進められていくという危険性をはらんでいます。

情報非公開というような異常な今現在、国会審議となっておりますが、そもそも2013年の自民党決議の中には国民に十分な情報公開と説明責任を果たすとも明記されていましたが、この協定文が公開されて以降、一般市民が参加できる政府による説明会は一度も開かれていません。十分な情報公開と議論、専門家、各自治体による詳細な評価もされないまま、批准ありきで審議が進むような暴挙は絶対にあってはなりません。

よって、以下の提案を求めます。

まず、1点目に情報が公開されていないT P P協定の国会承認はしないこと。2点目に経済主権を尊重した平等・互惠の経済政策を進めること。

以上の2点をもちまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（高橋繁夫君） 次に、意見書第8号について、第8番、東郷正明議員。

○8番（東郷正明君） 東郷正明です。

憲法9条を生かした平和外交を求める意見書について説明いたします。

戦後70年間、自衛隊が海外に出かけ殺し殺されることなく平和が実施されてきました。しかし、安倍政権のもとで、憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使容認の閣議決定や安保法制など、平和の国から戦争する国へと歴史の逆流に向かい、憲法改正の動きが出ていることは海外からも脅威として捉えられています。

武力行使で平和が守られないことは歴史を見れば明白です。そのためにも、今、憲法9条という世界の比類のない宝を生かした平和外交をすることが求められています。そのためにも世界の国々と友好協力関係を築くことが大切であり、また日本と世界の平和を守る

ため、ノーベル平和賞のノミネートされた憲法9条を生かし、平和外交を強く求めることが大事だと考えます。

以上のことから、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（高橋繁夫君） 次に、意見書第9号及び意見書第10号について、第7番、野並享子議員。

○7番（野並享子君） 意見書第9号、格差をただし、経済に民主主義を確立する改革を求める意見書（案）について趣旨説明をいたします。

2014年4月に消費税を8%に引き上げられて2年が経ちました。今、大企業は空前の利益を上げておりますが、実質賃金は5年連続マイナスの状況で、この26年間で最低水準になりました。また、非正規雇用が拡大して、年収200万円以下のワーキングプアが1,139万人と、これもまた史上最多を更新しております。この日本経済を立て直していくためには、格差をただし、経済に民主主義を確立することが必要かと思えます。

そのための対策として、第1点目は税金の集め方を変えること。税金は能力に応じての原則に立って、富裕層と大企業に応分の負担を求めることだと思えます。第2点目は、税金の使い方を変える。5兆円を超えて過去最高になった軍事費、米軍への思いやり予算やオスプレイの購入などの削減をすること。第3点目は、働き方を変えること。ブラックな働き方でなく、人間らしく働けるルールをつくっていくこと。

また、1点目のところで、最近問題になっていきますタックスヘイブンを利用したペーパーカンパニーをつくってのこの税金逃れという、これをやめるだけでも20兆円とも30兆円とも言われるお金があります。それを社会保障に回して貧困対策に充てていくという、そういうことをやるべきだと思えます。

この3点の改革で国民の懐を豊かにして、経済の好循環を生み出せば、日本経済を立て直すことは可能であります。格差をただし、経済の民主主義を確立する改革を求めるということで意見書を提出いたします。

次に、意見書第10号日米地域協定の抜本的な見直しと米軍基地の縮小・撤去を求める意見書（案）について説明をさせていただきます。

沖縄県うるま市で今年5月に発生した女性遺体遺棄事件は全国民が心を痛めました。これまでこういった事件が起こるたびに綱紀粛正を、また徹底した再発防止ということが言

われましたが、現状は全く変わっていません。

日米地位協定は在日米軍や軍人、軍属が起こした犯罪、犯人が基地内に逃げ込めば、原則起訴までは身柄を引き渡さなくてもいいということで、数多くの特権がこの地位協定では認められている状況であります。

基地があるゆえの事件でありまして、19日に全県民の集会が行われ、6万5,000人が集まりました。全ての基地を撤去せよという声が沖縄では強まっています。今、この沖縄県民の気持ちに寄り添うためには何よりも地位協定の抜本的な見直しが求められ、さらに米軍基地があるゆえの犯罪を防止するためには、抜本的な基地の縮小と撤去をアメリカ政府に求めるべきだと考えます。

日米地位協定の基本的な改定を行うこと、2点目が過重負担となっている米軍基地の縮小と普天間基地の撤去をアメリカに求めること、これの意見書を提出したいと思います。議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋繁夫君） 次に、意見書第11号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書（案）につきましてご説明させていただきます。

食は世界中の人々にとって大事な限りある資源であります。世界では全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その3分の1は無駄に捨てられています。中でももったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスであります。農林水産省によりますと、日本では年間2,801万トンの食品廃棄物が発生しておりまして、このうちの642万トンが食品ロスとして今推計されております。

以下は本文どおりでございます。これに付け加えまして、ちょっと追加説明させていただきますと、公明党といたしまして、食品ロス削減推進プロジェクトチームをつくっておりまして、その座長の竹谷とし子参議院議員が安倍首相に対しまして、次のような提案をしております。

1から6でございますけれども、詳しいことはまだ言いませんけれども、題だけを言いますと、国民運動の抜本的評価のための法整備を行う。2つ目といたしましては、加工食品等の製造、流通、販売における食品ロスを削減してほしい。また、3つ目といたしましては、飲食店等における食品ロスの削減をしていくべきだ。4番目といたしましては、家庭における食品ロスの削減をしていく。5番目といたしましては、未利用食品を必要とす

る人に届ける仕組みの確立をしていこうと。また、6番目におきましては、災害に備えた食品の確保もしていくべきだということで、安倍首相に対しまして提言させていただいております。

以上のことから、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出しますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（高橋繁夫君） これより、ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第11号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時43分 休憩）

（午後2時47分 再開）

○副議長（高橋繁夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第3番、稲垣誠亮議員。

○3番（稲垣誠亮君） それでは、憲法9条を生かした平和外交を求める意見書（案）について質疑いたします。意見書（案）をお聞きしました。一部賛同できる部分もありますが、不明な点があり、質疑いたします。

1点目は、非軍事の政治的・外交的対応とありますが、これは最終的には自衛隊の廃止を想定しているものなのか、お伺いいたします。

2点目は、安保法制を廃止とありますが、近年続出しています近隣諸国の挑発的行為に対してどのように対処されるのか、お伺いいたします。

3点目は、北東アジア平和協力条約を締結とありますが、想定される条約の中身、メリットはどのようなものなのか、お伺いいたします。

4点目は、領土紛争をエスカレートさせない行動規範とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

○副議長（高橋繁夫君） 次に、第8番、東郷正明議員。

○8番（東郷正明君） 第8番、東郷正明です。今の質問にお答えいたします。

まず、1つ目には、現在日本共産党は自衛隊を認めています。憲法9条とは両立しないところもありますが、日本共産党は将来の展望として、国民多数の合意を得て9条の完全



実施、すなわち自衛隊の段階的解消を図るという方針を持っております。しかし、それは将来の課題であって、かなり長い期間自衛隊との共存が続くという展望を持っております。そして、自衛隊については、急迫不正の主権侵害、あるいは大規模災害が起こったときには自衛隊も働いていただくという方針は大会で決めています。

2点目ですが、北東アジア平和協力条約ですね。近隣諸国挑発等に対しても軍事力ではなく、外交で対応します。というのは、北東アジア平和協力条約がつくられて、東南アジアでは年間1,000回の話し合いが行われ、戦争にならないようにしています。

3つ目には、世界アジア平和協力、これは2点でもお答えしましたように、この東南アジア平和協力条約によって、この東南アジア平和協力条約を北東アジアにもさらに広げて、中国や韓国、北朝鮮、ロシアなどにも広げて平和外交を進めていきます。

4つ目には、憲法9条をもとにした平和外交を徹底し、武力による行使ではなく、平和外交を進めてまいります。

以上です。

○副議長（高橋繁夫君） 第3番、稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 済みません。内容にちょっと不明な点がありましたので、再度質疑いたします。

まず最初に、近隣諸国の東シナ海とかの挑発的行為に対して、外交で対応とあったんですが、実際、じゃ近隣諸国の外国船などが出沒した場合は話し合いのみで、特に現場での対応はしないということで理解してよろしいのでしょうか。その点、まずお伺いいたします。

2点目に、済みません、北東アジア平和協力条約の中身とメリットについて具体的にお聞きしたつもりなんですけど、そこの回答がなかったので、再度お伺いいたします。

あとは、領土紛争をエスカレートさせない行動規範についてどのようなものを、具体的にお聞きしましたが、武力ではなくて外交とありますが、余りにもちょっと抽象なので、もう少し具体的にその点に関してもお伺いいたします。

あとは、安保法制が廃止とありますが、廃止によって、日本の国防が可能というふうに、意見書の提出者の東郷議員に関しては可能だとお考えなのでしょうか、再度お伺いいたします。

○副議長（高橋繁夫君） 野並議員。

○7番（野並享子君） 提案は東郷議員ですけども、賛成者として今の質問にお答えをさ

せていただきます。

外国船の対応、挑発的な対応とおっしゃいました。そこで、自衛隊が行って撃ち合ったら戦争になります。それは憲法9条でそれはできないということになっております。現在やっているのは、海上保安庁が行って、頑張っておられると思います。挑発的な行為に対して、こっち側が乗れば戦争になります。今のお答えで私はいいと思うんですけども。挑発的な行為に乗れとおっしゃるんですか。

（「乗るのではない。」の声あり）

○7番（野並享子君） どのように対応するかということで、話し合いでもって、挑発的な行為には乗らない。海上保安庁がきちっと対応をしている。私はその範囲のところでいかに外交で領土問題についても話し合うかという、それが必要やと思います。

尖閣諸島の問題、また竹島の問題、いろんな形で韓国との間やら、領土問題があります。それは日本の対応のこれまでのやり方が間違っていた。きちっと主張もしてこなかった。中国がいろんなことをやっているのに日本はきちっと対応してこなかったという何10年前のツケが回ってきています。ですから、もう一遍そこに戻って、きちっと領土問題は世界の常識の範囲できちっと対応をしていく。中国ともそうです。韓国との問題もそうです。いう形が私は必要やと思います。

北朝鮮のあのミサイルに対応するために、パトリオット、あっちからこっちから、あんなん当たりません。ああいう形で対応をしていくのではなく、やはり話し合いでもって対応をしていくというのが基本です。挑発には乗らないというのが基本です。でない戦争になります。

北東アジアの平和協力のこれは、東郷議員が言ったように、東南アジアと同様に話し合いでもって行っているということ、それをロシアまで含めて、アジア全部の、東南アジアも北東アジアも含めてそういうふうな条約を結んでいくということが必要であろうかと思えます。東南アジアでもいろいろと領土問題とか紛争とか、小さな小競り合いは起こっていても、それを話し合いでもって解決していつている。年間1,000回も話し合いをしているというんですから、私はすごい外交やというふうに思っております。

それと、安保を廃止して国防が可能かという。安保条約の廃止というのは、国民の合意によってということで日本共産党はずっと言っています。今、安保条約廃止というふうなことをこの選挙でも掲げてはおりません。それは遠い将来、国民がもう安保を廃止しても日本の外交は大丈夫だなというふうに……。

（「意見書に安保が廃止と書いてある。」の声あり）

○7番（野並享子君） だから、将来的な部分として、安保条約の廃止、これはもう基本でやっています、将来。今言いましたように、自衛隊の段階的な解消もしてとかアメリカとの関係もとかアジアとの関係も、いろんな形で別に安保条約、アメリカの後ろの支えがなくても日本とアジアの中でこの北東アジア協力条約まで結べて、アジアが本当にそういう話し合いができるような状況になったときに、アメリカの後ろ盾は要らないと思います、話し合いでもって本当に進んでいったならばね。武力で解決するという方向ではなく、話し合いを徹底して行ったならば、私はこの遠い将来、どの将来になるかわかりませんが、50年先なのか。それはもうその状況がいつになるかはわかりませんが、そういった状態をつくっていくというふうな形で。

今現在の自衛隊は当然緊急に、不正に日本に侵略的なものを行えば、それは自衛権として国連で保障されていますから、当然自衛権として発動しなくてはならないと思います。それは話し合いのベースがないからそういうことになるんですよ。だから、北東アジア構想で話し合いでもってやるならば、攻めてくるというふうな、こういうことにはならない。徹底して、私は憲法9条をきちっと守っていくという、この道だというふうに思います。

以上です。

○副議長（高橋繁夫君） 稲垣議員。

○3番（稲垣誠亮君） 答弁ありがとうございます。最後に、お伺いいたします。

最終的には安保法制を廃止とのことだったんですが、そうすると、日本の自衛隊のみで国防が可能だというふうにお考えになっていらっしゃるのかをまず1点目と、2点目は、平和的話し合いで解決というのが基本趣旨というのは理解したんですが、仮にその侵攻があったときは日本の自衛隊のみで戦うというふうに理解してよろしいのでしょうか。その点、再度、最後にお伺いいたします。

○副議長（高橋繁夫君） 野並議員。

○7番（野並享子君） どの国が日本に攻めてくるというふうに想定をされているんでしょうかね。

（「近隣諸国」の声あり）

○7番（野並享子君） 近隣諸国というのが北朝鮮だったら、攻めてくるというだけの向こうには力はありません。自国の国民でさえも全員に食べさせることができない、飢えに苦しんでいるような、そんな国がよその国に侵略をしていくというだけの力は持っていない

ん。おどしでテポドンを飛ばしているぐらいです。

中国ですか。中国を日本政府でさえも敵国というふうな形ではみなしておりません。中国が攻めてくるというふうな想定は政府は全く想定をいたしておりません。なぜならば、アメリカ自身が中国との貿易を重視しております。だから、日本がそういうふうな形で行くことに対して、アメリカはとめています。紛争をしてもらったら、一番の商売ができなくなる。日本だけが戦争してもうても、アメリカはそれを応援することはできないという経済的な部分があります。ですから、中国との紛争に対して、アメリカは望んでおりません。ご存知ですね、そんなことぐらい。

(「それは望まないんじゃないですか、そんなのは」の声あり)

○7番(野並享子君) でしょう。

(「そうだったらいいと思うんです」の声あり)

○7番(野並享子君) だから、そういう。だから、何を想定しておっしゃっているのか。想定していないんですよ。してもらったら困るとというのがアメリカの意向です。だから、防衛力をふやすなんてことは必要ありません。

以上です。

○副議長(高橋繁夫君) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第11号までについては会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋繁夫君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第7号から意見書第11号までについては委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第11号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

○副議長(高橋繁夫君) 暫時休憩いたします。

(午後3時04分 休憩)

(午後3時07分 再開)

○副議長(高橋繁夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次これを許します。

まず、意見書第7号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

TPP協定の国会承認を許さず、経済主権を尊重した平等・互恵の経済政策を求める意見書（案）に対しまして反対討論をさせていただきます。

日本にとって参加するための課題はたくさんあります。そのTPP（環太平洋パートナーシップ協定）は、日本やアメリカ、オーストラリアなど、太平洋各国の12の国が人、物、金の動きを加速し、貿易で豊かになろうという取り組みであると認識しております。

日本の経済にとって、メリットも大きいものでありますが、心配もございます。

1つは、農産物の関税でございます。日本では米や牛肉など農産物に高い関税をかけてこれまで守っています。これを守れるかという問題でございます。もう一つは我が国が行っている水際での検疫や表示などの食の安全を守る仕組みでございます。それに国民皆保険などの制度を守ることができるかということでもあります。

まずは、関税が大きく下がることになりました。これによって、農産物は随分安くなると想定されます。例えば、牛肉でありますと、現在の牛肉には関税38.5%がかかっております。アメリカ産ステーキ肉の国際価格が100グラム当たり150円ほどでありますから、関税を加えますと価格は208円になります。今回の大筋の合意で、牛肉は段階的な関税が低くなり、16年目以降は9%になる予定でございます。その結果、関税を加えた輸入価格は164円と、差し引き44円安くなることになるわけでございます。

牛肉だけでありません。日本が重要品目としてきた米や麦、乳製品などの関税制度を基本的に維持することができたわけでありまして、多くの農産物の関税が撤廃されることとなります。これは関税がゼロになる品目とその時期でありますけれども、最大で17%かかっていたブドウやニュージーランド特産のキウイフルーツは協定発効と同時に関税ゼロに、またお茶やサクランボ、それにソーセージなどは徐々に関税が安くなる。6年目にはゼロとなる予定でございます。また、8年目にはオレンジや落花生、ワインの関税が、11年目には17%の関税がかかっていたリンゴ、パイナップル、牛タン、ベーコンの関税がゼロになる予定であります。

今回の撤廃の対象となる農産物は400、日本はこれまで800余りの農産物を例外品目として国際交渉でも関税撤廃に応じてこなかったわけでありまして、それが今回、そのうちの400品目が関税撤廃の対象として受け入れられております。食品の価格が安くな

ると共に種類もふえて競争は激しくなるのは避けられない状況でございます。

例えば、ワインでございますけれども、現在、ワインにつきましては、15%は1リットル当たり125円の安い方の関税がかかるようになっております。今回の合意では、その関税が協定発効後から段階的に下がります、7年目で撤廃されることになっておるわけでございます。

また、関税が下がるかどうか、実は日本はこのTPPに先立って、2007年にチリと自由貿易協定を結びまして、ワインの関税を下げしております。その結果、チリからの輸入が急増しており、ワインの輸入量は締結前の5倍以上に今伸びている、輸入ワインが占めるシェアは24%と、フランスに次いで多くなっておるのが現状でございます。

今回のこのTPP参加国の中にはアメリカやオーストラリア、ニュージーランドといったワインの主産国がそろっておりますので、関税撤廃をきっかけに日本市場に売り込みをかけてくるのは間違いなく、競争も激しくなると予想されます。

このように、関税の削減や撤廃は価格の低下や競争を促し、消費者にとっては商品選択の幅が大きく広がる大きなメリットはあると予想されます。北海道や山梨などにおきましては、政府が進める6次産業化事業などを利用して、多くのブドウ産地やワインづくりに取り組んできたこうした産地は大変になることは予想されております。また、先ほど見たように、農産物の多くが関税撤廃になると、対象となっている牛乳やサクランボやリンゴなどの産地は国外産と競争にさらされることになるわけでございます。

政府はこのTPP交渉の内容をこれまで公表してきませんでしたので、突然発表された合意内容におきまして、農家からは驚きの声がかかっているのが現状でございます。政府としては、まず産地への影響を試算しまして、対策を検討するとしておりますので、その対策を待つべきとここでは考えております。

もう一つの共通ルールの問題はどうなのか、こういった点からいいますと、結論から言えば、これまでの制度を変更するということはありませんでした。例えば、日本ではあのアメリカでBSE感染牛が見つかったときに、アメリカからの牛肉の輸入を禁止したり、遺伝子組み換え作物を使った加工品に表示を行うなどして、国民の健康や商品選択の権利を守ってきたところでありまして、また、公的な医療制度を維持してきたところでもございます。

ところが、企業活動を重視するTPPルールづくりが進めれば、こうした国内制度の変更を求められるようになるのではないかと懸念が指摘されていましたが、合意発表後

の政府の説明によりますと、輸入食品の安全性に関しては、科学に基づいていれば必要な措置をとる権利は加盟国に引き続き認めるとされております。また、アメリカが反対していた遺伝子組み換えに対する表示でも日本の制度を変更するような規定は設けられていないと説明していますので、引き続きこれまでと同様にやってよいということでございます。同じように日本の医療制度のあり方についても変更を求めるような規定はないとされております。

ただ、いずれにしても正式な条文が国民の前に示されたわけではありませんので、今後この国会の中で明らかになってくると私は思っております。大筋合意したからといって、すぐに発効するわけではありません。関税撤廃までの期間がありますし、発効するのは12カ国が協定署名をし、そのそれぞれの国内で批准をした後ということになるわけでございます。全ての国がスムーズに国内手続を行えば早いですが、それぞれの国内には反対する人たちも多くいますので、特にアメリカでは交渉内容が不十分だという声も出ておりました、国内手続に苦勞するのではないかと考えられます。

この2年間のうちに全ての国が批准できなかった場合は、全体のGDPの85%を占める6カ国が批准すれば2カ月後には協定を発効することにもなっております。ただ、アメリカは参加国全体のGDPの62%を占めておりますので、実質的にアメリカが批准できなければ協定は発効しないことになっております。元の甘利経済再生担当大臣は批准できないとアメリカの国際的な信用が問題になると牽制もしております。これは本当にわからないようでありますので、5年間の交渉を経て、ようやくできたこの大筋合意ですが、合意内容は実現するにはまだまだ一山も二山もありそうでございます。

2015年10月、TPP閣僚会合、これは閣僚声明でありますけれども、貿易大臣は、環太平洋パートナーシップを成功裏に妥結したと発表できることをうれしく思う。5年以上の集中的な交渉の後、我々は、アジア太平洋地域にわたり、雇用を維持し、持続可能な成長を促進し、包摂的な開発を発展させ、イノベーションを向上させる合意に至った。さらに重要なことに、本協定は、各国の国民に利益をもたらす野心的で、包括的な、高い水準のバランスのとれた協定という、我々の示した目標を達成している。TPPは、世界経済の40%近くにより高い基準をもたらす。本協定は、各国間の貿易及び投資の自由化に加えて、各国の発展段階の多様性を考慮しながら、21世紀に各国のステークホルダーが直面する課題に対処している。我々は、この歴史的な協定が経済成長を促進し、高賃金の雇用を維持し、イノベーション、生産性及び競争力を向上させ、生活水準を高め、各

国の貧困を減らし、透明性、良質なガバナンス並びに強力な労働及び環境の保護を促進することを期待していると述べております。とあるように、私もこの21世紀の世界の中での日本の立つ位置として生き抜くための経済対策が必要と考えております。

以上のことから、このTPP協定の国会承認を許さず、経済主権を尊重した平等・互恵の経済対策を求める意見書（案）に対しまして、反対討論といたします。

以上です。

○副議長（高橋繁夫君） 次に、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、意見書第7号TPP協定の国会承認を許さず、経済主権を尊重した平等・互恵の経済政策を求める意見書（案）について賛成の立場で討論をいたします。

ただいま反対討論をお聞きしましたが、内容的には全くこの意見書に賛成のような内容だったと私は理解をしております。消費者は喜ぶと、じゃ、生産者はどうなるんやということは一言も触れておりませんでした。何かよくわからなくて、賛成していただいたなど、このように思っております。

それでは、TPP交渉につきましては、交渉内容が秘密裏に行われまして、国民に合意内容が明らかにされておられません。国会においても、野党が資料の提供を求めましても、真っ黒に塗った資料しか出てきませんでした。これでは何をやったことか、さっぱりわからないと、こういう状況であります。何よりTPP交渉にあたっては、国会で重要5品目は除外するという国会決議がされているにもかかわらず、5品目が除外されたという内容も、補償も明らかにされていません。

そもそも先の衆議院選挙では、自民党はTPP断固反対、農業を守るぶれない自民党と選挙公約をされていましたが、選挙公約もほごにし、国会重要5品目は守るとした国会決議も無視をしております。日本農業新聞のJA組合長アンケートでは92%が「国会決議は守られていない」と答えています。JA組織内でも国会決議違反は圧倒的な声であり、多くの識者もそれを指摘しております。また、TPPの影響に関する農業者の不安を払拭するための万全な国内対策を実施することを批准の前提にしているとしていますが、選挙公約も国会決議も守れない安倍政権を国民は信じられないのではないのでしょうか。政府、自民党はTPPの効果を大きく、影響による打撃を小さく見積もり、国内対策を打てば大丈夫だと国民を欺いて批准し、参議院選を乗り切ろうとしております。国会審議もこれからで、まだ批准もしていないのに、批准を前提にして国内対策を求めるなど、認めら



れることはできません。

農業はこれまで大企業輸出産業の犠牲にされてきました。企業献金を受け取り、大企業を応援してきたからです。今こそアメリカべったり、大企業応援から世界の国々と経済主権を尊重した平等・互恵の経済政策を進めることが求められます。

以上のことから、意見書第7号に対する賛成討論といたします。

○副議長（高橋繁夫君） 次に、意見書第8号について、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世でございます。

意見書第8号憲法9条を生かした平和外交を求める意見書（案）に対しまして反対討論をさせていただきます。

近年我が国を取り巻く安全保障環境は変化し、厳しさも増してきております。核兵器や弾道ミサイルといえば、昔は一部の国だけのものでした。しかし、今や技術は世界に拡散し、日本の近くでも脅威が現実化しつつあります。また、国際的なテロの脅威や海洋、宇宙、サイバー空間におけるリスクも深刻化しております。脅威は容易に国境を越え、もはやどの国も一国のみで平和を守ることはできない事態となっております。この状況において、日本を守るための最も大事なことは徹底した外交努力を重ねることです。その上で十分な備えを持つことが重要であり、この備えこそ平和安全法制です。日本がいかなる危機状況にも切れ目なく対応できることを広く示すことが備えとなると考えます。

法案成立直後、公明党の山口代表は韓国の朴槿恵大統領や中国の習近平国家主席と会見いたしました。法案成立から約1カ月で日中韓首脳会談がソウルの地で3年半ぶりに実現することになりました。

戦後70年間、我が国の平和が保たれてきたのは、米国との日米安全保障条約によりその抑止力を機能させることで、自衛隊とあわせて、すき間のない防衛体制を継続してきたことによるものです。自衛隊、防衛問題に関する世論調査の最新結果によりますと、日米安全保障条約は8割を超える82.9%の人が「日本の平和と安全に役立っている」と答えていることから、日本とアメリカの同盟の重要性は国民の間で広く認識されております。安全保障環境の変化に対応するためには、日米同盟のさらなる強化が必要です。国際社会はこのような日本の平和安全保障法則についてどう見ているのでしょうか。もしも安保関連法案が日本を軍国主義へと導き、再び戦前のように侵略や戦争を行う国になるのであれば、国際社会が真っ先にそれを批判するでしょう。

アメリカ同盟関係にない欧州諸国も歓迎、ドイツは日本が国際社会の平和に積極的に貢

献していこうとする姿勢を100%支持すると述べています。また、EUからも積極的平和主義に基づく日本の取り組みに対し、支持、賛同が表明されております。さらに、かつて日本が侵略をした東南アジア諸国でも日本の平和安全法制に対する高い評価が見られました。

このように、世界中の国の中で平和安全法制を厳しく批判する政府は1つも存在しませんでした。戦争法案との批判がありますが、不安をあおる極論こそ周辺国や国際社会の誤解を招き、国益を損なうこととなります。平和安全法制は憲法第9条のもとで認められている自衛の措置の限界を明確にしたもので、新3要件に我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があることとあるように、どこまでも自衛のためであり、憲法9条の精神に合致するものであります。

自衛隊の海外派遣に関しても、世界のどこでも自衛隊を派遣し、他国の戦争を支援するものだといった批判は厳格な要件や手続を無視した誤った主張であります。自衛隊の派遣には国民の皆様から付託を受けた国会の承認が不可欠となっております。

憲法の前文には「われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とあるように、国際平和協力のために自衛隊を海外派遣し、積極的に活動することは憲法の崇高な理念に基づく行為であります。

テロの背景には、宗教や民族、政治的対立による紛争など、さまざまな要因が複雑に絡み合っていますが、貧困や脆弱な統治機構が要因であれば、国際社会からの支援が必要です。テロのない世界、テロに負けない社会をつくるためにも、日本は可能な限りの支援を行うことで、ひいては日本の平和と安定につながります。

以上のことから、憲法9条を生かした平和外交を求める意見書（案）に対する反対討論といたします。

○副議長（高橋繁夫君） 第12番、山本剛議員。

○12番（山本 剛君） 第12番、山本剛です。

意見書第8号憲法9条を生かした平和外交を求める意見書（案）に対して賛成討論を行います。

憲法9条を生かした自主自立の平和外交で、世界から信頼される日本を今ほど求められているときはありません。なぜならば、日本は2度と戦争をしないと世界に誓ったのが憲

法9条だからです。しかし、解釈会見で集団的自衛権の行使容認や安保法制を多くの憲法学者や法制局長官が反対する中で強行され、これまで少なくとも憲法を守ることが民主主義の基本でしたが、安倍政権によって立憲主義が壊されました。平和を求める国から戦争ができる国になり、世界各国の日本を見る目も変わってきました。

2003年に米軍がイラク戦争を引き起こしたときは、日本の自衛隊が派兵されました。憲法違反の海外派兵でしたが、憲法9条があり、武力の行使は行わないという、重要な条文が入っていたため、当時の小泉首相は戦闘地域には行きません、後ろの方で水をまいているだけとごまかしの答弁をしてきました。そう言わざるを得なかったのは、武力の行使は行わないという条文があり、歯どめになっていたからです。

しかし、一内閣で都合のよい解釈により、行使容認することはまさに立憲主義を無視した独裁政治であり、許されるものではありません。憲法改定派からは、日本はアメリカと軍事同盟を結んでいる、日米同盟を重視する立場からも憲法改定は当然であるかの議論が出されていますが、今、世界を見れば、軍事同盟として機能しているのは3つしかありません。1つは日米軍事同盟、2つ目は日韓軍事同盟、3つ目はNATO（北大西洋条約機構）です。それまであった軍事同盟はみんな解体、もしくは機能停止に陥っています。

このように、軍事同盟は圧倒的少数派となり、軍事同盟を拒否した非同盟、中立こそ、圧倒的な多数派になっています。東南アジアでは、かつては東南アジア条約機構がありましたが、現在は解散し、ありません。軍事同盟にかわってASEANという地域の平和共同体がつけられ、ASEANが中心になって、TAC（東南アジア友好協力条約）をユーラシア大陸の多くの国々を覆う圧倒的な流れに発展し、ASEANの合い言葉は紛争の平和解決です。これは人類社会に紛争のもめごとはなくなならないかもしれない、しかし紛争を戦争にしないことは人類の英知でできる、これが紛争の平和解決です。この理念を世界で最も先見的にうたっているのが日本国憲法第9条ではないでしょうか。

この世界の誇る憲法第9条を変えることはとんでもありません。9条を生かした平和外交こそ世界とアジアの平和に貢献するものです。

以上、賛成討論といたします。

○副議長（高橋繁夫君） 次に、意見書第9号について、第10番、上杵種雄議員。

○10番（上杵種雄君） 第10番、上杵種雄です。

意見書第9号格差をただし、経済に民主主義を確立する改革を求める意見書（案）について反対討論をさせていただきます。

経済民主主義は第2次世界大戦後、日本経済の再建にあたって行われてきた民主化、非軍事化措置、連合軍の占領政策に基づいて日本の潜在的軍事力、軍国主義の復活を阻止するために労働、土地、資本の3つの面で改革が行われたものと認識しております。

財務省の浅川雅嗣財務官は6日、東京内幸町の日本記者クラブで会見し、国際的課税逃れ対策の強化に対応するため、日本も必要な税制改革を行う方針を示しています。企業や富裕層のタックスヘイブンの利用実態を明るみに出したパナマ文書問題を受け、年末に決める2017年度税制改革で議論する見通しであります。浅川氏は、税の不公平感を助長するようなことは放置できない。日本は着々と毎年改正をしてきたが、今年もかなり改正があると思うと述べたとおり対応していると考えられます。

国際的な課税逃れ対策のルールづくりを進める経済協力開発機構の租税委員会は、昨年、多国籍企業による課税逃れや過度の節税を防ぐための共通ルールを定めております。これにあわせ、日本も法改正を進めることとなっております。

以上のことから、格差をただし、経済民主主義を確立する改革を求める意見書（案）に対して反対討論といたします。

○副議長（高橋繁夫君） 第12番、山本剛議員。

○12番（山本 剛君） 第12番、山本剛です。

意見書第9号格差をただし、経済に民主主義を確立する改革を求める意見書（案）に対して賛成討論を行います。

消費税が8%に引き上げられてから2年が経ちました。影響は一時的どころか、増税不況がつくり出されています。財務省の法人企業景気予測調査や帝国データバンクの企業の調査では、個人消費の一段の低迷で、景気予想はマイナスと回答しています。安倍首相は大企業がもうかれれば、いずれ家計に回ってくると言い続けましたが、大企業は史上空前の利益を上げましたが、実質賃金は5年連続マイナスの状況で、この26年間で最低水準になりました。

また、非正規雇用が増大し、年収200万円以下のワーキングプアが1,139万人と史上最多を更新しました。一方、日本の上位40人の資産総額は4年間で2倍に膨れ上がり、15兆4,000億円となり、貧困と格差が広がり、アベノミクスは破綻しました。日本の経済を立て直していくためには、格差をただし、経済に民主主義を確立することであろうかと思えます。

第1点は、税金の集め方を変えることです。税金は負担能力に応じた原則に立ち、富

裕層と大企業に応分の負担を求めるべきです。今、問題になっているタックスヘイブンを利用し、ペーパーカンパニーをつくって、課税を逃れる法人税だけでも20兆円とも30兆円とも言われていますが、その分を社会保障や貧困対策に充て、消費税に頼らない道をつくることです。

2点目に、税金の使い方を変えることです。社会保障、若者、子育てに優先して使う。5兆円を超えて、過去最高になった軍事費や米軍への思いやり予算やオスプレイの購入などを削減すること。

第3点目は、働き方を変えることです。ブラックな働き方でなく、人間らしく働けるルールをつくる。残業時間の上限を法律で規制し、過労死をなくす。非正規から正社員の流れをつくり、労働者派遣法を抜本的に改正する。最低賃金を引き上げ、働く貧困層をなくすこと。中小企業を日本経済の根幹にふさわしく振興し、大企業と中小企業との公正な取引のルールを確立し、中小企業で働く人との賃金格差をなくすこと。

この3点の改革で未来社会の展望が生まれます。

以上、賛成討論といたします。

○副議長（高橋繁夫君） 次に、意見書第10号について、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、意見書第10号日米地位協定の抜本的な見直しと米軍基地の縮小・撤去を求める意見書（案）について賛成討論をいたします。

防衛省、平成28年1月1日現在における在日米軍の専用施設面積は我が国全体で81施設区域で30万3,765平方キロで、そのうち沖縄には31施設区域、22万6,194平方キロ、実に74.46%が沖縄に集中をしております。そして、アジア太平洋地域に展開する米軍約10万人のうち、その4分の1に当たる約2万5,000人が沖縄に集中しています。日本政府は米軍が沖縄に集中する理由について、主に中国や北朝鮮の脅威に対し、有効に対処できる地理的に優位性があるためと説明をしております。地図を広げてみますと、なるほどそうかもしれませんが、沖縄には普天間にしろ、嘉手納にしろ、海兵隊の基地であり、海兵隊は先遣部隊であるので、日本を守る機能はない、こういったジャーナリストもいます。

もともと米軍基地の始まりは沖縄戦最中、住民を強制収容している間に地主には何の同意もなく土地を取り上げ、基地の建設を行い、終戦後もそのまま占領し続けたのです。これは国際法が違法としている重大な人権侵害であります。日本の講和条約発行後は米軍は

借地料の支払いを開始し、それにより地主の意思は完全に無視されてきました。

一方では、在沖縄米軍がもたらす経済効果も無視はできません。雇用面においては、米軍では沖縄県庁に次ぐ2番目に大きな雇用を生み出しており、その他、民間地域に住むことによる家賃や光熱費、またはそれぞれ民間地での各消費などもあります。

しかし、米軍が駐留しているがために起こった事件、事故も数多く発生しています。弱い女性への強姦や殺人、飲酒運転によるひき逃げ殺人、航空機の墜落、炎上など、数えれば切りがないほど、次から次へと事件、事故が発生をしております。12歳の女子小学生を3人で拉致し、暴行、そして集団強姦、飲酒運転の海兵隊員が女子高校生の運転するバイクに衝突し、ひきょうにもそのまま逃げ、死亡させています。まだまだこういったものはたくさんあります。最近では、今年5月には20歳の女性を殺害、遺棄した疑いで、米軍属の男が逮捕されています。

これまではこれら事件が起きるたびに綱紀粛正とか徹底した再発防止を言ってきましたが、全くなされていません。形だけの外出禁止とか飲酒禁酒を言っているだけで、その間にも事故、事件を起こしております。これらの多くは日米地位協定が米軍有利な協定になっており、日本政府は真剣に沖縄県民の声を聞き、憲法が保障する基本的人権や幸福追求権を尊重してほしいと思います。

先日、NHKのテレビ番組で女性の殺害、遺棄事件後の沖縄のレポートがありました。ご覧になられた方もあるかと思いますが、この事件に関する怒りや祖母が米軍人に暴行されたというお年寄りなど、沖縄県民の怒りは生の声と共にテレビの映像で届けられました。

19日の日曜日には「怒りは限界を超えた」と書かれたボードを持った沖縄の県民集会があり、米海兵隊の撤去を求める決議が採択されました。沖縄基地局周辺の人々は毎日不安におびえた生活を送っています。被害に遭うのは女性です。若くして、命を奪われているのです。こんな悲しいいたたまれない事件をなくすためにも、他人事と思わず、日米地位協定の抜本的な見直しと基地の縮小・撤去は欠かせない問題であることを認識しなければなりません。

人道上許すことのできない拉致問題も同じです。政府にはしっかりと当事者になったつもりでの対応を求められます。先ごろ、守山市議会においても、同様の意見書が採択をされております。

以上、意見書に対する賛成討論といたします。どうか全議員の賛同をお願いいたします。

○副議長（高橋繁夫君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第7号TPP協定の国会承認を許さず、経済主権を尊重した平等・互恵の経済政策を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○副議長（高橋繁夫君） 着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第7号は否決されました。

次に、意見書第8号憲法9条を生かした平和外交を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○副議長（高橋繁夫君） 着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第8号は否決されました。

次に、意見書第9号格差をただし、経済に民主主義を確立する改革を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○副議長（高橋繁夫君） 着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第9号は否決されました。

次に、意見書第10号日米地位協定の抜本的な見直しと米軍基地の縮小・撤去を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○副議長（高橋繁夫君） 着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第10号は否決されました。

次に、意見書第11号食品ロスの削減に向けた取り組みを進める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○副議長（高橋繁夫君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第11号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋繁夫君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職により直ちに関係機関に提出いたします。

(追加日程第4)

○副議長(高橋繁夫君) 追加日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、既に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋繁夫君) ご異議なしと認めます。よって、配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

なお、ただいま議決されました議員の派遣の内容に変更が生じた場合の措置については、本職に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(高橋繁夫君) ご異議なしと認めます。よって、議員の派遣の内容に変更が生じた場合の処置については、本職に一任いただくことに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後3時53分 休憩)

(午後4時10分 再開)

○副議長(高橋繁夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成28年第2回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る5月26日に招集させていただき、本日に至りますまで27日間でありました。当初提案いたしました専決処分の承認3件、補正予算1件、条例の制定、改正5件の計9議案及び追加提案いたしました補正予算1件、契約案件1件の計2議案、合わせて合計11議案につきまして、慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただきました。誠にありがとうございました。



特に野洲市くらし支えあい条例につきましては、消費者被害をはじめ、市民の暮らしの問題の背景にある経済的困窮や地域社会からの孤立、その他、生活上の諸課題の解決と生活再建を支援するための市消費生活センターの設置を根拠付けると共に、高齢化や単身世帯の増加などから役割が期待される訪問販売の健全化促進のため、事業者の登録制度等に関して定めるものであり、これまで取り組み実績を踏まえて、生活困窮予防と市民参加促進機能にも着目して発展させることにより、市民一人ひとりが共に支え合い、伸びやかに安心して暮らしていただけるまちの実現を目指すものであります。

また、一般質問におきましては、災害対策、市民病院整備、高齢福祉施策、保健衛生施策、新生児聴覚検査、環境問題、農政施策、財源確保など多岐にわたり、さまざまな分野における施策に対しまして貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、今後のまちづくりに生かしてまいります。

さて、今後も野洲駅北口広場周辺整備事業、雨水幹線整備、(仮称)三上こども園整備、新発達支援センター整備、高齢者福祉施設整備、新クリーンセンター及びそれに伴う余熱利用施設整備等が課題となってまいります。また、市民の安心を高める市民生活相談や生活困窮者支援の実施、障がい者の自立と社会参加、農業及び商工振興、文化、スポーツと観光振興等、そしてまちの可能性の発揮と実現のため、市街化区域の計画的な拡大、国道8号野洲栗東バイパスの整備、開通、県道湖南幹線の整備など、広域交通基盤の整備も重要な課題となってまいります。さらに、市民病院整備に関しましては、基本設計、運用計画等の策定、開設手続など及び新病院開院までの現野洲病院への効果的な支援の具体的な検討と対応など、建設的かつ着実な推進が必要となってまいります。

さて、いよいよ暑さも増してまいります。議員の皆様におかれましては、健康に十分にご留意をいただき、市政運営に一層のご理解とご支援を賜りますことを切にお願い申し上げますと共に、本市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○副議長(高橋繁夫君) 以上で、平成28年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。(午後4時14分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年6月21日

野洲市議会副議長                    高橋 繁夫

署名議員                            野並 享子

署名議員                            東郷 正明